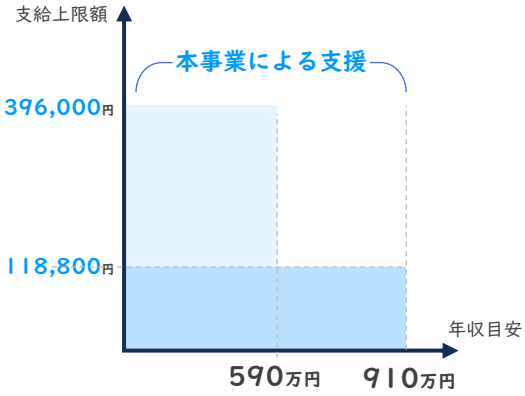
資料１

就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる**年収約910万円未満**の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
令和8年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者（在留資格が留学を除く） （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、 または、日本に定着の意思がない者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む） 等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）



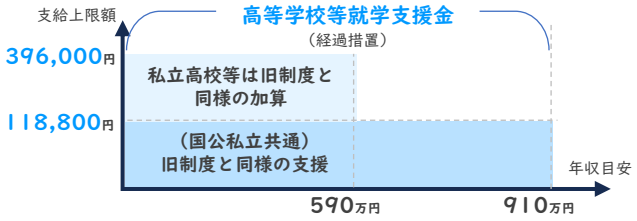
在校生（留学生を含む）

○令和8年３月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】を対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

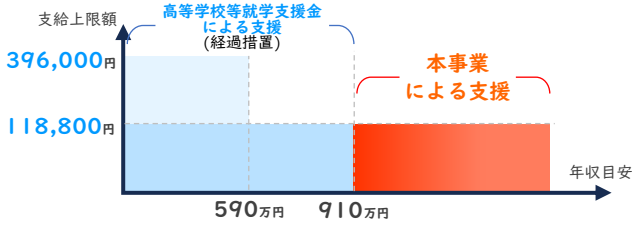
旧制度の就学支援金において**年収約910万円未満**の世帯に属する在校生（留学生を含む）については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象



②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた**年収約910万円以上**の世帯に属する生徒等については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず**年額上限11万8,800円**の支援金が支給されます。



国籍・在留資格等の要件	必要書類
新制度対象外の者のうち令和８年３月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者 （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）　等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）

※　高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校

申請方法

【書類申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。

※　申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

資料2

就学支援金及び高校生等･新修学支援金と本県の状況

【概要】高等学校等の生徒が負担する授業料の一部を国が費用負担。国から都道府県に就学支援金及び高校生等・新修学支援金が交付され、学校が生徒に代わって両支援金を受領し、授業料に充てる。

【支給限度額と本県の県立高等学校授業料・履修単位】

就学支援金、高校生等・修学支援金とも支援内容は同じ

（授業料の額が支給限度額に達しない場合には、授業料の額を限度として就学支援金等を支給）

【全日制】

支援の種類	課程	支給限度額	本県の授業料	自己負担額(本県)
就学支援金	全日制 （定額授業料）	9,900円/月	9,900円/月	0円
高校生等・ 新修学支援金	全日制 （定額授業料）	同上	同上	同上

【定時制・通信制】

支援の種類	課程	支給限度額	本県の授業料・履修単位	自己負担額(本県)
就学支援金	定時制 （単位制授業料）	1,740円/単位 ※通算74単位まで	1,620円/単位 ※履修単位は通算75~76単位	減免 ※1,620円×1~2単位
	通信制 （単位制授業料）	336円/単位 ※通算74単位まで	310円/単位 ※履修単位は通算74~84単位	減免 ※310円×0~10単位
高校生等・ 新修学支援金	定時制 （単位制授業料）	同上	同上	3.240円（最大） ※1,620円×1~2単位
	通信制 （単位制授業料）	同上	同上	3.100円（最大） ※310円×0~10単位

○ 就学支援金対象者

- 日本国籍、永住者、定住者のうち将来永住する意思があると認められた者等
- 在校生のうち、就学支援金対象外であって、年収約910万円未満の世帯

○ 高校生等・新修学支援金

- 就学支援金対象外であって、在校生のうち、年収約910万円以上の世帯
- 就学支援金対象外であって、新入生（留学生除く）のうち、年収約910万円未満の世帯

全日制では生徒に自己負担が生じない。就学支援金の定時制及び通信制では生徒の自己負担を減免。高校生等・新修学支援金は自己負担が生じるため、不均衡

対応（規定改正）

- 高校生等・新修学支援金対象者のうち、定時制課程及び通信制課程の生徒に生じる授業料の自己負担分を減免することにより不均衡を解消
- 令和８年４月１日から遡及適用。
 ※令和８年度の授業料に係る制度であるため。